

議員発議案第2号

宮崎県政務活動費の交付に関する条例の一部を改正する条例

宮崎県政務活動費の交付に関する条例（平成13年宮崎県条例第29号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中「」を削る。

別記様式第2号中「」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（用紙に関する経過措置）

2 この条例の施行の際現に存するこの条例による改正前の宮崎県政務活動費の交付に関する条例の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。